

第2章

生活支援に関する施策等

母子家庭の就業・自立を進める上では、生活支援に関する施策の推進が必要である。また、父子家庭においても、子育て支援、家事支援の必要性は高く、父子家庭を含めたひとり親家庭に対する生活支援策の推進が求められている。

1 母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母等が、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話等の支援を行う母子家庭等日常生活支援事業の着実な推進を図っていく。

2 子育て短期支援事業

母子家庭の母等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合のための短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業の着実な推進を図っていく。

なお、子育て短期支援事業については、「子ども・子育て応援プラン」において、平成21（2009）年度までに、ショートステイ事業を870か所、トワイライトステイ事業を560か所で実施することを目標としている。

3 ひとり親家庭生活支援事業

生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、母子家庭等の地域での生活について総合的に支援を行うひとり親家庭生活支援事業の着実な推進を図っていく。

4 母子生活支援施設

（1）母子生活支援施設と自立支援

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認められる場合、当該母子を母子生活支援施設に入所させて、必要な生活指導を行い、就労も含め、社会的な自立に向けた支援を行う。

（2）身元保証人確保対策事業

母子生活支援施設等を退所する母子家庭等にとって、自立に向けた支援が重要であり、就職やアパート等の賃借の際の身元保証人の確保を容易にするために、平成19（2007）年度において、身元保証人確保対策事業を創設する。

この事業では、母子生活支援施設等を退所する女性や子どもが、就職の際やアパートを賃借する際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を、社会福祉法人全国社会福祉協議会が契約者として締結し、その保険料について補助を行う。

(3) 母子生活支援施設の保育機能の活用

保育所に入所できない母子家庭等の児童に対し、引き続き、母子生活支援施設の保育室に保育士を配置し、保育サービスを提供していく。

(4) 小規模分園型母子生活支援施設の実施

近いうちに自立が見込まれる者について、地域の中の住宅地などの小規模分園型母子生活支援施設において、本体施設と十分な連携の下、自立生活の支援を行っていく。

5 居住の安定確保

母子家庭等の居住の安定の確保を図るため、公営住宅について、平成19(2007)年度においても引き続き、地方公共団体の判断による優先入居の活用を図る。また、都市機構賃貸住宅についても、新規の募集に際し、満20歳未満の子のいる母子家庭等に対し、当選率を優遇する措置を行う。

民間賃貸住宅については、平成18(2006)年度にモデル事業として創設した、子育て世帯(ひとり親世帯及び小さい子どもがいる世帯)等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅の情報の提供等を行う「あんしん賃貸支援事業」について、実施か所を拡大する。また、高齢者・障害者の入居を受け入れる賃貸住宅として登録された住宅について高齢者居住支援センターが実施している滞納家賃の債務保証等の対象に、子育て世帯を加えることとしている。

雇用促進住宅については、母子家庭等について、就職若しくは就職が内定している又はハローワークにおいて求職活動中であること等の条件を満たせば、貸与の対象とする取扱いを行っており、平成19(2007)年度においてもこの取扱いを引き続き行っていく。